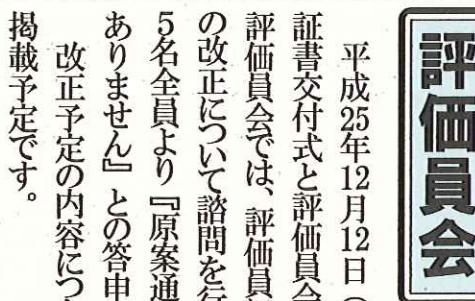


裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所

〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

平成25年12月12日（水）に評価員の選任
証書交付式と評価員会が開催されました。
評価員会では、評価員に対し土地評価基準
の改正について質問を行つたところ、評価員
5名全員より『原案通り改正して差し支え
ありません』との答申をいただきました。
改正予定の内容につきましては、次号に
掲載予定です。

権利者の皆様には、事業見直しにおける説明会で、『不要移転をお願いする宅地に対して減歩緩和を検討している』とご説明させていただきました。この減歩緩和を行うためには、裾野駅西土地区画整理事業の土地評価基準の改正が必要となります。土地評価基準の改正には、評価員への諮問が求められています。

今回の審議会は、土地評価基準の改正案について審議会委員の皆様へのご説明の後に、評価員の選任についての審議が行われました。評価員の選任予定者について、審議会の同意が得られたため、評価員が選任されることとなりました。



評価員会の様子



第30回土地区画整理審議会の様子



平成25年10月22日（水）に今年度の第2回区長連絡会が開催されました。区長の皆様に本年度の進捗状況と今後の予定についてご説明いたしました。



平成25年度第2回区長連絡会の様子

第30回裾野駅西土地区画整理審議会

評価員の選任について審議が行われました。

平成25年11月20日（水）に第30回裾野駅西土地区画整理審議会が開催されました。

評価員について

評価員は、整理前の土地の価格と整理後の土地の価格を評価します。評価は金額ではなく、点数で決められます。

評価員の定数は、土地区画整理法第65条で、土地または建物の評価について、経験を有するもの3人以上を、審議会の同意を得て選任しなければならないとあります。裾野駅西土地区画整理事業における評価員の定数は、裾野駅西地区土地区画整理事業施行条例第18条で5人と定めています。

評価員は平成17年に、当初の土地評価基準を定めるため、選任をしております。今回は当時から期間が経過しているため、新たに選任するものとなります。

戸別訪問と今後の予定について

事業見直しに伴い実施している戸別訪問については、不要移転（約40件）を検討しており、対象の権利者のお宅を、平成25年12月よりご説明を伺っています。訪問前には、事前にお電話等でのご連絡を致しますので、協力よろしくお願ひ致します。

今後は、不要移転の戸別訪問（～2月下旬）と、移転をお願いする方の戸別訪問（2月上旬～3月下旬を目標）を行い、戸別訪問終了後に説明会を開催する予定です。説明会の後は、戸別訪問において伺つたご意見をもとに設計図、換地を再検討し、2回目の戸別訪問を行う計画です。

また、平成26年度は、平松新道線東側（先行街区）の事業計画変更等の作業を行っていきます。

これまでの事業と事業見直し

今までの裾野駅西土地区画整理事業の主な経緯と事業見直しの経過です。

事業の主な経緯

平成9年7月11日	都市計画決定
平成14年6月21日	裾野駅西土地区画整理事業施行条例制定
平成15年1月22日	事業の認可
平成15年2月17日	事業計画決定の公告
平成15年8月26日	審議会委員選挙、第1回審議会の開催
平成17年4月～	「意向調査」のための戸別訪問の実施
平成18年5月～	「仮換地原案説明」のための戸別訪問の実施
平成19年3月20日	事業計画変更の公告
平成19年度	第1回仮換地指定、公共施設整備工事着手
平成20年度	審議会委員選挙、第2・3回仮換地指定（累計指定面積10.9%）等

事業見直しの経過

平成21年度	第4・5回仮換地指定（累計指定面積14.6%）等
平成22年度	第6回仮換地指定（累計指定面積18.1%）等
平成23年度	第7回仮換地指定（累計指定面積19.0%）等
平成24年度	第8回仮換地指定（累計指定面積19.7%）等
平成25年10月20日	第1回裾野市公共事業評価審査会 ・事業評価について
平成23年11月5日	第1回裾野市事業評価監視委員会 ・事業評価及び見直し案の審議
平成24年3月3日	第2回裾野市事業評価監視委員会 ・見直し（案）について
平成24年4月18日	第2回裾野市公共事業評価審査会 ・事業評価監視委員会の報告書について
平成24年4月25日	裾野市事業評価監視委員会報告書が市に提出される
平成24年6月	・事業見直しに関する住民説明会（計6回） ・事業評価監視委員会の報告について
平成25年3月	事業見直しに関するアンケートの実施 ・事業見直しに関する住民説明会（計7回）
平成25年8月～	事業見直しに伴う行政案について ・土地区画整理法第76条の許可基準の緩和について
平成25年4月1日	「土地区画整理法第76条の許可基準の規則」の施行
平成25年8月	不要移転検討物件の測量
平成25年10月上旬～	事業見直しに伴う戸別訪問（先行街区）
平成25年12月上旬～	事業見直しに伴う戸別訪問（不要移転）